



提出日 令和 元年 6月 7日  
(受付日 令和 年 月 日)

## 要 望 書

(あて先)

浜松市議会議長 柳川樹一郎 様

団体名 舞阪地区自治会連合会  
会長 鈴木 孝一

(連絡者名) 事務局 遠藤育子

連絡先

住所



(要旨)

浜松市舞阪シニアプラザ陽だまり条例の廃止に伴う浴場施設利用について

地元住民との合意形成に努め、改めて慎重に検討することを要望する。

(理由)

「舞阪シニアプラザ陽だまり」は、介護保険法制度の制定・施行にあわせ、高齢者や一人暮らし世帯の地域における居場所づくりや外出機会によるコミュニティづくりを目的として設立された施設であり、他の老人福祉法による老人福祉センターの見直しとは切り離して検討すべきである。

本条例改訂において、浴場設備の利用を廃止し、子ども・子育て世代と支援や交流の場を提供するふれあい交流センターにするとされているが、当該施設では施設規模に対して、浴場利用者の割合が多く、アンケート調査においても浴場廃止に反対の声が50%を超えるなど、他施設との利用状況の違いも明白である。今後さらに拡大する高齢化社会において、高齢者世帯やひとり暮らし世帯の社会福祉機能としての当該施設の浴場設備は、廃止されるべき状況ではない。

また、施設や浴場設備も平成 13 年の開設以来、適切な維持管理が施され、老朽化や設備更新に大きな費用が必要な他施設とは状況が異なる。

以上、舞阪地区自治会連合会としては、浴室の存続を求めている利用者の声に耳を傾け、今後の利用者拡大や経費削減など、次年度以降の浴場設備の運営の可能性について、地域住民、利用者、運営者、行政との合意形成にむけた対話の機会を設け、引き続き慎重に検討することを要望する。